

第3回小城市総合計画審議会 議事録

- 開催日時 : 令和3年9月17日(金) 午前10時 ~ 午後0時11分
- 開催場所 : 小城市役所 西館2階 大会議室B・C・D
- 出席委員 : 吉岡会長、木下副会長、吉田陸代委員、吉田幸子委員、下村委員、
田中委員、船津委員、村岡委員、中村委員、中島委員、川久保委員、
楠田委員、徳丸委員、圓城寺委員
- 事務局 : (企画政策課) 池田課長、田中副課長、清水係長、久保田主事
- 傍聴者 : 1名

《 議 事 録 》

午前10時 開会

1. 開 会

○事務局(田中企画政策課副課長)

皆さんおはようございます。企画政策課の田中です。よろしくお願いいたします。それでは、第3回小城市総合計画審議会を開会したいと思います。

まず、会議の資料の確認をいたしますので、本日、第3回の会議の次第と資料3ということで、パブリックコメントのほうで意見の提出がございましたので、こちらの意見の御紹介ということで、一応資料の配付をしておりますので、御確認ください。回答についてはまたうちのほうで取りまとめて委員さんには後日お知らせをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、本日の会議は前回お配りした資料2の総合計画(案)をまた利用したいと思いますのですが、もしお手元がない場合は事務局のほうで予備がございますので、本日の配付も含めて、もし資料がお手元がない場合は、こちらの事務局に御連絡をお願いいたします。よろしいですかね。

それとあと、御報告なんですけど、本日、会議の出席が14名中の13名ということで、会議が半数以上で成立するというふうになっていきますので、会議自体は成立することについて、まず御報告をいたします。

それと、前回と同様、会議の進め方についてまた御確認ということでお話をしたいと思います

ます。

前回同様、政策ごとに審議をお願いしたいと思いますので、本日は、政策4、5、6を御審議していただきたいと思っております。政策ごとに約30分から40分をめどに御審議いただければなと思います。

最初に概要説明をして、その後、質疑応答という形で移りたいと思いますので、皆さんよろしくお願いたします。

それでは、議事のほうに入りたいと思いますので、会長よろしくお願いたします。

2. 議 事

～第2次小城市総合計画後期基本計画（案）について～

○後期基本計画（政策4 健康・スポーツ）

○吉岡会長

改めましておはようございます。今日は政策4、5、6、健康、福祉、教育などに関連するところが議題になるようです。今日もよろしくお願いたします。

それでは、お手元の会議次第に従って議事を進めていきます。

2の議事、第2次小城市総合計画後期基本計画（案）についての後期基本計画政策4であります。健康・スポーツに関するところですが、では、事務局からまず御説明をお願いします。

○事務局（清水企画政策課政策調整係長）

それでは、政策4について御説明いたします。

政策4は、「みんなが健やかで生きがいを感じるまち」という内容になっております。

資料で言いますと、後期基本計画（案）は、36ページから4-1が始まるようになっております。前期の計画書で言いますと、37ページからになります。

この政策4ですけれども、今回大きく体系の変更をしております。

それで初めに、後期の計画書の19ページを御覧ください。施策体系の一覧になります。

資料19ページの4のところを見ていただきますと、前期では3つの施策に分かれておりました。それを統廃合しまして後期では2つの施策としております。

前期の「1 健康づくりと生涯スポーツの充実」のうち「健康づくり」の部分と、2の「保健・医療の充実」、ここを合わせまして、後期では、「1 健康づくりと保健・医療の

充実」としております。

また、前期の1の「生涯スポーツ」の部分と、前期の「3 生涯学習の充実」、こちらを合わせまして、後期では、「2 生涯学習・生涯スポーツの充実」としてしております。ここが特に大きな変更点となっております。

それでは、個別の施策について、4-1、36ページからになります。こちら、施策名は先ほどの御説明のとおり変更となっております。

現状と課題ですが、高齢化の進展や医療技術の進歩により、公的保険の圧迫や医療費の増加が見込まれます。生活習慣病の発症や重症化の予防のため、健康診断や特定健診を受診し、適切な治療や継続して健康づくりを行うことが必要です。また、地域医療の保持のため、小城市民病院と多久市立病院の統合を行います。

対象については変更ありません。

意図ですけれども、これは、前期の健康づくりに関する部分が上段の、「健康に関心を持って、継続して健康づくりに取り組む」の部分になります。保健・医療の充実に関する意図が下のほうの、「健康な生活を送ることができる」というところになっております。

基本事業ですが、3つありまして、まず初めが、「適切な健康づくりの推進」、こちらは、心と身体の健康づくりのために生活習慣の改善を促すこと、また、保健福祉センターなどを拠点として仲間が集う場を提供するという内容になっております。

2番目、「疾病予防対策の推進」、こちらは、様々な感染症予防、新型コロナウイルスなども含めた、そういった感染症の予防対策の取組、また、疾病の早期発見や重症化予防のための健康診断や各種検診の受診勧奨の内容になっております。

3番目、「医療体制の整備」、こちらは、小城市民病院と多久市立病院の統合による医療機能の充実や経営の効率化、また、市内外の医療機関と連携した適切な医療の提供に努めていきます。

成果指標ですが、一番上の「健康に関心を持って、継続して健康づくりに取り組んでいる市民の割合」、こちらはもともと前期の4-1の指標から持ってきたものになりますけれども、令和7年度の最終目標値を上方修正しております。

次の「健康な生活を送れていると思う市民の割合」、こちらは、元の前期の4-2の指標から持ってきたもので、こちらでも令和7年度の最終目標値を上方修正（5ページで訂正）しています。

続いて、「1人当たりの医療費（国保）」、こちらは後期の計画から新たに追加した指標になります。

最後の「特定健診受診率（国保）」、こちらでも後期の計画から新たに指標を追加しております。

続きまして、37ページ、「4-2 生涯学習・生涯スポーツの充実」です。

こちらの現状と課題ですが、市民の学習ニーズは多様化・高度化してきており、一人一人が自発的に学習活動を行うための環境づくりが求められています。また、国民スポーツ大会等佐賀大会の開催など、スポーツへの機運が高まることから、スポーツに取り組む機会や活動の場の提供を行う必要があります。学んだ成果を地域社会の活性化につなげていくことが求められています。

対象は変更ありません。

意図ですけれども、こちらはもともと生涯学習のところで、「目的を持って、継続して自発的、自主的に生涯学習に取り組む」という指標がありましたので、後期では、ここに「生涯スポーツ」を加えております。

下段の意図については、前期から少し表現を見直しております。

基本事業ですけれども、2つあります。

1つ目は、「生涯学習・生涯スポーツの環境の充実」、こちらは、前段では、市民が自発的に学習・スポーツ活動が行えるよう、ニーズを的確に把握しながら、施設等拠点の整備や学習・スポーツに取り組む機会の提供に努めます。

また、特に後段では、スポーツに幅広く取り組めるような環境の充実に図ります。

②「自主的な取り組みの推進」、こちらは、取組の成果を生かすために、様々な分野における指導者、ボランティアと連携して積極的な活動を推進することで地域の活性化を図っていきます。

成果指標ですけれども、3つありまして、まず1つ目が、「目的を持って、継続して自発的、自主的に生涯学習に取り組んでいる市民の割合」、これは前期もあった指標でそのままです。令和7年度の最終目標値も変更はありません。

次が今度、生涯スポーツのほうで、「生涯スポーツに取り組んでいる市民の割合」ということで指標を追加しております。こちらは、前期の4-1のところで参考指標として、「運動やスポーツに取り組んでいる市民の割合」というのがありましたけれども、そちらを生涯

学習と合わせた指標にしまして、令和7年度の最終目標値を上方修正しております。

最後の「文化人財バンクの派遣件数」、こちらは、前期もあった指標ですけれども、こちらでも令和7年度の最終目標値を上方修正しております。

政策4についての説明は以上です。

訂正をお願いいたします。

施策4-1の成果指標の2番目、「健康な生活を送れていると思う市民の割合」、こちらは令和7年度の目標を、すみません、上方修正と誤って申しましたが、下方修正で訂正をお願いいたします。

説明は以上です。

○吉岡会長

ありがとうございました。ただいま「政策4 健康・スポーツ」について御説明いただきました。施策については3つから2つに統廃合されたということ、それに伴って基本事業についても整理統合されております。また、指標についても部分的に修正がされているということでありました。

では、ただいま説明があった政策4に対して、どなたからでもお気づきの点や御質問、御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○村岡委員

文化人財バンクの派遣件数というのが4-2の最後のほうに上がっておりますけれども、平成27年に246件が令和2年で47件になりまして、目標は400件ということでございます。これはちょっとかなり数値が大きく違っておりますけれども、実際に文化人財バンクの方というのは大体何人ぐらいおいでになって、どういう形で活動されているのか、ちょっと教えていただけないかと思えます。

○吉岡会長

では、今御質問あった文化人財バンクについて御説明をお願いできますでしょうか。

○生涯学習課（空閑課長）

文化人財バンクですけれども、これにつきましては、小城市の文化連盟が取り組まれている事業でございます。令和2年度の実績が少ないのは、コロナの関係で、教室、講座等が中止となっている関係上、ちょっと今回は実施回数は少なくはなっております。

大体どれぐらいの方が登録されているのかというのは、今日ちょっと手元には、実績だけ

は持ってきていたんですけれども、その団体数までは持ってきておりませんでしたので、申し訳ございません、そういった状況でございます。

○吉岡会長

活動内容はどんなものがありますか。

○生涯学習課（空閑課長）

登録は全部で46の団体さんが登録をされております。書道とか陶芸、民謡、謡曲、詩吟とか、そういった分野によってされております。令和2年度の実績で申し上げますと、民謡とか茶道、そういったところがちょっと回数的に多いような状況でございます。

○吉岡会長

ありがとうございました。

○村岡委員

すみません、質問がもう一つございましたので、どういう活動というか、中身の、民謡とかお茶の関係ですと、どういう形で派遣してどういう形で生涯学習ということができているのか、それを教えていただきたいんですが、よろしくお願いします。

○生涯学習課（空閑課長）

先ほどの民謡につきましては、高齢者の民謡教室とか、あと中学校とかに民謡の授業という形で活動されております。

あと、茶道とかにつきましては、これも授業、保育園等での茶道の授業、あと小学校でのクラブ活動への訪問、そういった形で活動をされております。

主なものは以上です。

○吉岡会長

ありがとうございました。

そのほか御質問、御意見等はありませんか。どうぞ、圓城寺委員。

○圓城寺委員

こんにちは。ちょうど私も人財バンクについてちょっとお聞きしたかったことがあって、人財バンクに登録されてある団体というのが文化連盟ということで、文化連盟がすごく高齢化されていて継続とか困難な団体もたくさんある中で、令和7年度に400件も派遣できるのだろうかというのがありまして、ちょっと件数の件で思いました。それで、ちょうど私は市民活動センターに勤めているんですけれども、市民活動の団体さんとか、そういう登録され

ている方を生涯学習で文化連盟に登録されている方もこの市民活動センターのほうに登録されていて、その方を福祉施設とかに紹介して訪問させてもらったりとかしているんですよね。そういうので何かいろいろ連携していけないかなと、生涯学習と市民団体の連携というのを何か考えていけないかなというのがありまして、生きがいつくりの推進ということで、そういう自主的な取組の推進というところで何かそういうのを入れていただけたらなというのがあります。

それとあと1つが、社会体育においての子どもへの指導の在り方というのを何かどういうふうにされてあるのかなというのも気になるところです。

○吉岡会長

今御質問のあった文化人財バンクの最終目標の件数がちょっと多過ぎるのではないかという問題と、文化連盟の高齢化に伴う市民活動との連携、それから、社会体育について、もしあればよろしくをお願いします。

○生涯学習課（空閑課長）

文化人財バンクの実績なんですけれども、平成27年は246件から300件になったりとか、平成30年には336件というふうに、活動はだんだんと右肩上がりですっとなっていたところなんですけど、先ほど言ったように、令和元年の後半から2年にかけてはコロナでちょっと急激に数字が落ち込んでおりまして、そういった過去の実績を見れば、400件の目標というのは行けるのかなということで設定していたところでございます。

あと、生きがいつくりの推進というところで、先ほど言われたように、文化連盟の会員の方々も高齢化で会員の減少とか、そういった問題も抱えております。いろんな活動を市民の団体さんされておりますので、そういったところとうまく連携ができれば、それはどんどん推進していきたいということで私たちも考えているところでございます。

あと、少年スポーツの指導の件は、これは社会体育のそういうスポーツの指導者についての講習会とかは年に何回かやっているところではございますけれども、私たちのこういった自主的な取組、自分たちでスポーツされていて子どもたちに教えていくというようなところがうまくまだできていないのかなというところは感じているところではございます。

以上です。

○圓城寺委員

すみません、いろいろちょっと相談を受けていて、社会体育の中での指導者の言葉のかけ

方とか、そういうのがやっぱり市のほうに登録されている社会体育であるのであれば、もう少し気をつけていただきたいという保護者からの意見とかもありました。それを、じゃどこに相談するかとなったときに、生涯学習課だと思いますとはお答えしたんですけど、そういうがあるので、最低限の言葉のかけ方とか指導のやり方とか、そういうのを周知していただければと思います。

○吉岡会長

ちょっと今の点はまたぜひ指導者の教育といたしますか、そういった面、ぜひ充実していただけますでしょうか、よろしく申し上げます。じゃ、どうぞ。

○中島委員

西九州大学の中島ですけれども、生涯学習、生涯スポーツとかといろいろ話が出ておりますけれども、東のほうから小城市のほうにずっと車で来ていますと、いろんなところで、グラウンドゴルフとか、そういうふうなのを見たり、それから、文化ではあると思うんですけど、パチンコだとかボート競技場とかいろいろあります。そういうふうなところにはいっぱい車が止まっていたりして、コロナの関係で少しは少なくなっているんですけど、実はここに保健福祉センター等の拠点としてというふうにハード面のほうなんかはちょっと気にはなっていて、実は西九州大学でも土地の関係で、運動場とか体育館は神埼キャンパスまで行ったりするわけですね。それで、来年からか、小城公園の近くにあるグラウンドが2つぐらいあるんですけども、どちらかをお借りしてちょっと体育の授業をしようかなというふうに思っているんですけど、意外と若者でも、スポーツをする場所とか、そういうのがちょっと限られているのかなというふうに感じているんです。もちろん牛津なんかのほうにも何かいろんな施設があるとは聞いていますけど、全体をよく知らないのにこういうことを言っているのはおかしいんですけど、何かそういうハード面のほうの不足とかというのはいないのかなというふうなのはちょっと感じているところはあります。

高齢者とか中高年の方がどういうふうなところで余暇を過ごしているのかなというのはちょっと見えないようなところがあったりして、コロナの関係で少なくはなっているんですけど、様々なところで多分いろんな市民活動、それから、健康づくりもされていると思うんですけど、そういうふうなところの過不足や満足度など、そんなふうなはないんでしょうか。これから新たに造るといってすごくお金がかかる内容ではあるんですけども、そういう市民の声なんていうのはいかがなんでしょうか。ちょっとお聞きしたいなと思っており

ます。

○吉岡会長

今あったスポーツなどを楽しむ場の整備と申しますか、そういったものについてのお考えとか、市民の満足度みたいなものについては何かありますでしょうか。

○生涯学習課（空閑課長）

施設については、先ほど言われたように、直接私たちのほうに不足しているとかいうようなことは意見としては上がってはいないんですけれども、ハード物については財政的なものが生じてきますので、仮に不足しているということで話があったからすぐできるということにはならないんですけれども、グラウンドとか体育館とかについては、学校施設の開放事業で、体育館、グラウンドが使えるようにはなっておりますので、そういった形でうまく使っているのかなというふうには思っております。

ただあと、体育施設とかについては老朽化も進んでおりますので、これについては公共施設等の総合管理計画の中で個別計画を立ててそういった中で整備をやっていくということで計画書のほうが今開示をされているというふうには考えております。

以上でございます。

○中島委員

ありがとうございます。ぜひ若者も、それから、中高年の人も健康づくりのために活動できるような施設が、何かちょっと目に見えて増えるといいなというふうな気はしておりますので、ぜひ検討していただければと思います。いろんな形で小学校の余暇時間、あと終了時間の利用とか、そんなふうなのはよく見えているんですけれども、私が見えないところはいっぱいあるもんですから、申し訳ないです。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○吉岡会長

そのほかいかがでしょうか。

○木下副会長

健康についてですが、最近は人生100年時代と、こう言われておるわけですし、幸福の鍵は健康かなというふうにも思いますし、私も神社にお参りをするわけですが、人それぞれのお参りのお願いすることがいろいろあると思います。コロナ禍は分かりませんが、いろいろ安全で健康な暮らしとか、無病息災とか、学業成就というようなことでいろいろ

ろ願われると思うわけですが、安全で健康な暮らしがしたいというのは、私は皆さん共通ではないかというふうに思います。

いろいろあるわけですが、その中でも健康が大きな関心事で、テレビのCMを見ても、もう健康食品やら、医療食品やら、医療保険等々であっておるということは、健康の鍵といえますか、これはやっぱり幸福の鍵は、私は健康かなというふうにも思っておるところです。

人生100年生きますと、ピンピンコロリといってもらうほうがいいんですけど、長寿は本当におめでたいというわけですが。昔は介護は家庭でしていたんですけど、今はもういろいろと施設がありますから、そこに預けられるといえますか、幸福の鍵は、私は健康じゃないかなというふうに思っております。

それと、先ほどの市民病院ですね、小城・多久公立病院、私も検討委員に入っておりました。国の重点支援対象に小城と多久の病院が入っていたわけですが、かなり老朽化しております。昭和の終わり頃、両病院とも建設をされまして、多久市民病院なんかはスプリンクラーもないというふうなことで、国の支援と。小城市民病院単独でいきますと、もう国の支援が受けられませんので、統合と。今のところ2025年を開院で東多久のほうにできるというふうなことで皆さんも御存じかと思っておりますけれども、小城市のほうは非常に民間医療、診療所が充実をいたしております。ですから、今後私が思うのは、そういうふうな地元の小さな診療所に初診を受けていただいて、いろいろと診療施設が整った市民病院といえますか、そこら行って、やっぱり地元の病院と公立病院の診療連携といえますか、今後はそういうことが大事じゃないのかなというふうに感じておるところです。

以上でございます。

○吉岡会長

ありがとうございます。実は私もそこを気になっていて、前回の計画の中では、一次医療、二次医療の充実というのが掲載されていたんですけども、今回ちょっとそれがなくなって、もちろん病院の統合自体は私も重要だと思うんですけども、今、副会長からも御指摘があったように、それと併せて身近な近所の病院の充実なんかも引き続き重要じゃないかと思うんですけども、そのあたり、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民病院事務局（坂田事務局長）

おはようございます。木下副会長についてはありがとうございました。計画書策定に参加

していただきました。

市民病院、新しくできる病院ですけれども、基本理念を「信頼される温かい医療で地域に貢献します」と掲げております。それを基に今からぐっと具体的な設計に入って行くわけなんですけれども、病院のスタンスといたしましては、地域に不足する診療機能の充実、先生の関係にもよりますけれども、今ない診療機能が、その科をつくるということを目指すとともに、両市民が両市内の医療機関で通院・入院する機会や救急搬送される機会を増やす、もちろん公立病院は二次医療機関——二次までやりますので、それで不足する場合は、すぐ佐賀大学とか大きい病院にお送りしますけれども、それと併せて先ほど言われていました地域の医療機関との連携を密にするということも目指す姿で掲げております。切れ目なく初診かかられて、もうちょっとひどければ二次医療に来る、そこで診られなければきちっと三次医療につなげるというような形で、市民のニーズに応える医療施設ということを目指しております。

○吉岡会長

分かりました。どうぞ。

○中島委員

小城市民病院さんにはいつもお世話になっております。実習も行かせていただいているんですけど、実は小城市民病院と多久市立病院が統合して東多久市に行くわけですね。統合するということは、小城市民病院は名称は変わるんですよね。でも、小城市の人も市民病院として活用していいというような、そういうふうな形になるんでしょうか。公立病院がなくなるような感じがして市民は心配じゃないのかなと思ったりもしているんですけど、どんなんでしょうか。

○市民病院事務局（坂田事務局長）

確かに場所がちょっと東の方に移動しますけれども、あくまでも小城、多久の公立病院だということで、現在も別に市外の方が利用しても全然いい病院で、市民しか利用してはいけないという病院ではございませんので、佐賀市とか江北とか、そこら辺からの御利用も今でもあっている状況なんです。なので、市民病院がなくなるけれども、私たちの病院じゃないということではないと。逆に私たちはそれをもっとPRしなければいけないなどは思っておりますけれども、そういう状況です。

○中島委員

私はほかの市から来ている者なんですけど、今のコロナの関係でも、やっぱり公立関係の病院が、ある一定の、災害だとか、そんなふうなときすごく支援体制だとか、そういったものの役割を担うということが大きいのかなというふうなところがあるので、そういった意味での心配。

それと、やっぱり大きな入院施設はそんなにたくさんはないかなと思っているんですね。医療機関のクリニック、診療所は幾つかはあるけれども、すぐ近くですから、隣の市ですから、大概、佐賀市にかなり依存しているというか、ここには市内外というふうに書いてあるので、それは使って当然なんですけれども、小城市内で、やっぱり近くて安心というふうな医療体制というのはすごく重要なのかなというふうにはちょっと思っているものですから、何かそういうふうなところの心配がちょっとあったりしています。ちょっと西のほうには行くけど、東多久に移動するというようなことで、病院機能が低下をしていくような、医療従事者としてはちょっと心配なところはございますけど、そこら辺はいかがなんでしょう。

○市民病院事務局（坂田事務局長）

確かに小城市は佐賀市に近過ぎて、もう佐賀市の医療機関にかかるというケースはたくさんございます。どうやっても西を向いていただきたいところではございますけれども、今でも地域の医療機関との連携としては高額な機械を導入しておりますので、MRIであったり、そういう検査が必要なときには紹介をいただいてという形で来てもらっています。

それとあと、先ほど公立病院としての役割ということでおっしゃられましたけど、今ちょっと民間のほうも動き出していますけれども、現在、小城市民病院はコロナの患者さんを4月から受け入れています。本当に大変なんですけれども、職員すごく頑張っているなど思っております。

それと、そういう状況は引き継いでいくと思いますし、多久が災害拠点病院ということで指定を受けられておりますので、またそういう機能も併せてやっていきますので、よりちょっとレベルアップといいますか、両方合わさったところで、効率的でより信頼といいますか、頼れる病院が出来上がるのではないかと思っております。

○中島委員

ありがとうございました。本当に市内外の医療機関と連携しというのはすごく重要だと思っているんですね。やっぱりクリニックではそういう受皿的なものはないので、ひらまつとか幾つか大きい病院はありますけれども、佐賀市にある病院、佐賀県全体を見ると、大き

い病院はそんなにたくさんはないので、病床数は中規模ぐらい、200床前後ぐらいの病院が点在しているというふうなことなので、そういう病院としっかりと連携していただくような形でぜひ新体制をつくっていただければというふうにちょっと思いました。よろしくお願ひします。

○市民病院事務局（坂田事務局長）

本当にあとはしっかりと小城市民の方が利用していただけるような形で作り上げていかなければと思っております。

○吉岡会長

どうぞ。

○木下副会長

すみません、今、先生言われたように、南のほうは好生館、東のほうは中部病院、北には医大というふうに今現在あるわけですね。この事業についても多久市のほうが非常に欲しいと、予算についても9割を多久市が出して1割を小城が出すということで、しかしその代わり、小城に近いところということで東多久ということになっているんですね。今、先生が言ったように、待ち時間3時間に治療3分と、そういうふうにならないようにしなくちゃいけないし、今度新しい病院にはコロナ感染症の対策、それと、子どもを産むための産婦人科、そういう診療科目を一応設けるようにしてありますので。

以上でございます。

○中島委員

西九州大学も今、4年目になりましたので、就職を今、佐賀県内に五、六割は残るような形で貢献できるように、近隣の中規模ぐらいの病院にたくさん実習行かせてもらっているんで、小城市、佐賀市、それから鹿島、嬉野とか、唐津にも行っているんです。やっぱりこの周辺のところには就職するように人を流してはおりまして、かなり就職ができておりますので、少しずつ貢献できているかなというふうには思います。また今後ともよろしくお願ひします。

○吉岡会長

ただいままで文化人財バンク、統合病院について意見が出ていますけれども、そのほかも含めて。どうぞ。

○村岡委員

今、市民交流プラザのゆめぷらっと小城で健康教室的なものが、病院のほうから出かけて

いただいて昼間にあっているんですけども、今はどうか分かりませんが、これがなかなか一頃集まりがよくないということでございました。せっかくの講座を開いていただいているので、どうしたらいいかという話をちらほら聞いておりましたところで、実際にどうもやっぱり型どおり、医師の先生ほかいろいろな医療従事者の方の御指導があっているようですけれども、今ちょっとやはり予防医学的な部分が非常に大事ではないかというお話もございまして、できれば食育とか、心の医療の徳育というような感じの予防医学を取り入れていただいたらどうかなと思います。小城の場合、歴史も伝統もありますので、そうしたものをいろいろと取り上げていただいて、やはり生涯学習の面でもそういう部分を、そこは隣にキッチンもありますので、食の教育もできると思うんですが、そうした意味で、やはり少し多面的に予防医学の面を強化していただくとありがたいなと思います。

私も昔、ちょっと教育関係の会議で言われていたのは、支援学校が、盲学校とか聾学校の生徒さんは減っていますけれども、精神的な部分の支援学校は今かなり生徒さんが増えているということで、やはりそうした面で、徳育というものもありますし、また、伝統行事がこの地域はまだ火付けとかいろいろ残っておりますので、そういったものも含めて、お祭り等も含めて、やはりもう一回にぎやかなものにしていただいて、そして、全世代で世代間ギャップがありますけれども、それをなくす形でもっとそうしたものをつないでいくようなことができる、この地域はまだまだ力が出せるのではないかなと思いますし、健康づくりにもつながっていくのではないかと思います。

ですから、社会教育という部分でまだ可能性は大きいのではないかと思います。学校教育はこの後来るので、ちょっとまた別にお話しいたしますけれども、かなりそうした面で健康づくりにもつながるような、生涯学習的なものを展開していただければありがたいなと思っております。これは希望でございます。ありがとうございます。

○吉岡会長

では、今後生涯学習のテーマについてはまた充実して検討していただきたいというふうに思います。

ちょっと時間迫っておりますけれども、4の政策について何かお気づきの点ございませんか。小さなところも含めて何かありませんか。ひとまずよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡会長

では、ひとまず政策4については意見を賜ったということにしたいと思います。

4-1に関しては、市民病院の統合、その統合の中に、身近な近所の病院との連携もコンセプトの中に含まれているということなので、引き続き取り組んでいただくということ。

それから、生涯学習について、文化人財バンクの充実やそのテーマの再検討や、あるいは社会体育等の啓発などについても併せて取り組んでいただくという意見が出たと思います。これは審議会の意見としてお伝えしたということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡会長

では、ひとまず政策4について審議したということにいたします。

では、入れ替わられるんですかね。

〔執行部入替〕

○後期基本計画（政策5 高齢者・福祉）

○吉岡会長

それでは、御担当の部署の方が着席されましたので、続いて、「政策5 高齢者・福祉」のところに進んでいきたいというふうに思います。

では、再び事務局から御説明をお願いします。

○事務局（清水企画政策課政策調整係長）

「みんなでささえあうやさしいまち」というテーマで、後期の計画書でいいますと、38ページからになります。

39ページ、5-1から御説明いたします。

「5-1 地域福祉の充実」、こちらは、前期と特に変更はございません。

現状と課題ですけれども、少子・高齢化に加え、独居化が進む中、市民が抱える多種・多様な不安や問題への対応が求められています。そのため、情報の提供や相談支援、生活保護制度の適切な運営を継続するとともに重層的な支援体制づくりが必要になります。また、関係機関と連携し、地域の見守り体制を継続して支援していく必要があります。

対象と意図については、前期と変更はありません。

基本事業ですけれども、①から③の3本ありますけれども、前期の計画のときには、4番

目に、「国民皆保険の維持」という国保関係の基本事業がございましたけれども、こちらは、後期では先ほどの4の政策のほうに取り扱うこととしております。

それでは、基本事業の1、「地域福祉の情報提供と相談支援体制の充実」です。こちらは、経済的困窮、また、家庭問題や病気など、様々な理由で支援や救済を必要とする方への福祉サービスや制度の周知、また、多様化するニーズに対応するように関係機関と連携しながらより重層的な支援の充実を行ってまいります。

2番目、「生活保護制度の適切な運営」、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な生活を保障するよう努めるとともに、関係機関と連携しながら早期の自立支援に取り組んでまいります。

3番目、「地域住民による見守り体制の充実」、こちらは、民生委員・児童委員などの関係機関と協力・連携して、地域住民が行う福祉活動や見守り活動に必要な支援を行ってまいります。

成果指標ですけれども、「安心して生活できていると思う市民の割合」、こちらは前期と内容は変更ありません。目標値については、令和7年度の最終目標値を上方修正しております。

続いて、40ページの施策「5-2 高齢者福祉・介護の充実」です。こちらも施策名には変更ありません。

現状と課題ですが、団塊の世代が令和7年度までに後期高齢者となることから、介護や医療に係る社会保障費の増加が見込まれます。今後も介護予防、疾病予防を進めていくことが必要となります。高齢者のみ世帯や独り暮らし高齢者、また、認知症高齢者などが増加しており、住民による有償ボランティアを含め、多様なサービスを創設し、生活支援体制を確立していく必要があります。

対象、意図については変更はありません。

基本事業、2本ありますが、1つ目が、「介護予防の充実と地域で支えあう仕組みづくり」、これは要介護状態や重症化にならないための介護予防、また、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるように、生活支援体制の整備など、「支え合い」の地域づくりを進めてまいります。

2番目、「生きがいがづくりの促進」、一人一人が生きがいや役割を持って自立した生活を送ることができるよう、趣味活動や交流活動などを支援します。

成果指標ですが、最初の、「生きがいを持って自立した生活ができている高齢者（65歳以上）の割合」、こちらは、目標値についても変更はありません。

次の「高齢福祉・介護サービスが充実していると思う市民の割合」、こちらについては、令和7年度の最終目標値を上方修正しております。

最後の「介護認定率」ですけれども、こちらは後期の計画から新たに指標として追加したものになります。

続いて、41ページ、「5-3 障がい者福祉の充実」です。こちらも、施策体系とかは変更ありません。

現状と課題ですが、高齢化による障がい者の増加や障がいの重症化が見込まれています。また、保護者の高齢化に伴って、障がい者の「親なき後に対する支援」が必要となってきます。今後、個々の状態に合わせたサービスの提供や就労支援が求められ、安心して生活を送るために、障がい者が自立し、社会参加できる環境が必要となります。

対象と意図については変更ありません。

基本事業ですが、①「障がい者への生活支援及び就労支援の充実」、こちらは、障がい者やその家族に寄り添い、多様なニーズに対応できるよう相談支援体制を充実させ、適切なサービスにつながるよう支援します。また、障がい者が自立した生活が送れるよう、就労についての支援も進めていきます。

②「地域での支援体制の充実」です。障がい者の社会参加を促進していくため、保健、医療、福祉など、関係者の協議の場を――申し訳ありません、こちらが文言の修正をお願いしたいんですが、「協議の場を」の後に「増やし」という文言の追加をお願いします。保健、医療、福祉などの関係者の協議の場を増やし、連携の強化を図ります。また、地域住民の障がいへの理解促進を図り、この後なんです、すみません、先ほど追加していただいた「増やし」が、「障がい者が地域で」の後にちょっと来ておりまして、この「増やし」のところは削除をお願いいたします――地域住民の障がいへの理解促進を図り、障がい者が地域で安心して生活できる居場所を増やしていきます。

成果指標ですけれども、「社会参加している障がい者の割合」、それと、「障がい福祉サービスが充実していると思う障がい者の割合」、こちらは共に令和7年度の最終目標値を上方修正しております。

続いて「5-4 じんけん尊重社会の確立」です。こちらも、施策名など、変更はありません。

せん。

現状と課題ですが、「人権侵害や差別をしないようにしたい」と考えている市民の割合は高く推移している一方で、新たなハラスメントなど、人権問題が複雑・多様化しています。今後も、引き続き人権問題について正しい知識と理解を深める教育・啓発を行っていく必要があります。

対象と意図については前期と変更はありません。

基本事業ですけれども、1つ目、「じんけん教育・啓発の推進」、全ての人が、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について自分自身の課題として関心を持ち、理解を深めるような教育・啓発を行います。

2番目、「人権相談の充実」、国、県、人権問題に関わる関係団体等と連携・協力を図りながら、人権相談の充実に努めていきます。

成果指標については全体的に前期と変更はありません。最初の「人権侵害や差別をしないようにしたいと思う市民の割合」、また、次の「この1年間に人権侵害を受けたと思う市民の割合」、こちらはどちらも令和7年度の最終目標値も前期と変更はありません。

参考値であります講演会、研修会、出前講座参加者数については、参考値ですので、実績値のみ記載をさせていただいております。

続いて、43ページの「5-5 男女共同参画の推進」、こちらも、施策名の変更はありません。

現状と課題ですが、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった性別によって役割を固定する考え方は少しずつ変わりつつあるものの、いまだに固定的な考え方が根強く残っていることから、啓発活動を行っていく必要があります。また、様々な場面で女性の活躍が求められており、そのための環境づくりを推進していく必要があります。

対象には変更ありません。

意図ですけれども、前期のときには、「男女が共に活躍できる社会を目指す」となっておりましたが、後期では、「男女」というところを「性別に関わりなく」と変更をしております。

基本事業ですが、1つ目は、「男女共同参画に対する理解の促進」。性別に関わりなく全ての人が個性と能力を発揮できるように、男女共同参画の必要性など、様々な広報啓発活動を推進していきます。

2番目、「女性の活躍を促す環境づくり」。

社会のあらゆる分野で女性の活躍を推進するとともに、誰もが働きやすい環境づくりを推進し、また、市の政策や施策を決定する様々な審議会などにおいて女性の参画を推進していきます。

成果指標ですけれども、項目の内容については変更はありません。

最初の、「性別によって役割を固定する考え方に反対する市民の割合」については、令和7年度の最終目標値を上方修正しております。

2番目の「審議会等における女性の参画率」、こちらは、令和7年度の目標値を下方修正しているところです。

政策5についての説明は以上です。

○吉岡会長

ありがとうございました。ただいま政策5、高齢者福祉についての説明をいただきました。施策の柱については変更がなく、基本事業について部分的に修正されているようであります。

では、この分野については、関係の分野からも委員に御出席いただいているので、その委員の皆さんからまず、印象、意見をお聞きしたいと思います。吉田陸代さんいかがでしょうか。婦人会の立場から、男女などに関して、もし御意見があればと思いますけれども。

(発言する者あり) じゃ、吉田幸子さんいかがでしょうか。

○吉田幸子委員

そしたら、5-2の住民による有償ボランティアのところですが、現在、支えあいセンターというのが立ち上がっていることを皆さんも御存じかと思います。最初は、買い物支援、ゴミ出し支援が主だったんですが、その後には、付き添い支援というのがプラスしてボランティアでやっているようです。私、ごく最近までたくさんの方が、それに支えるボランティアの人も、また、支えられる高齢者の方も利用していらっしゃるのかなと思ったんですが、ついこの間、第2層協議体の会議がありまして、実態はそこまで行っていないということを知りました。ボランティアの人の人数も少ないんですけど、付き添い支援というのには車が必ず必要になってくるわけですね。その車に対する車両保険のお金をどこから出すかということかなと私自身は解釈しましたが、小城市全体で1週間に1回、月に4回利用できるという実態を知ったんですが、それぞれ以上利用できるようになることはないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○吉岡会長

じゃ、ただいまの有償ボランティアの問題についてよろしくお願いします。

○高齢障がい支援課（今泉課長）

御質問ありがとうございます。

先ほど委員おっしゃってくださった支えあいセンターのことなんですけど、皆さん御存じですか。平成28年度からこの事業をしまして、毎年、市民公開講座とか市報とかで特集を組んだりとかいう形でしまして、今、ホームページにもアップしておりますので、後ほど見てもらえればと思いますが、この事業の分が、この5-2の施策の中の現状と課題のところ、住民による有償ボランティアを含め、多様なサービスを創設することにつながっています。

地域包括ケアシステムといったところの互助の部分の活動として、住民さんによる有償ボランティア活動というのを始めています。その中でさっきお話があったような、あくまでも生活支援なので、買物とかごみ出し、それから、病院や買物に行くことの付き添い支援という内容で、平成31年度から支えあいセンターの活動が始まりました。

その中で、付き添い支援という、車を使った送迎というのも始まってきていて本格運用は今年4月からです。利用したいという登録の方は今40人ぐらいいらっしゃって、実際の利用が月に七、八人です。車はもちろん使います。車両保険も通常の保険プラスアルファの保険を掛けるような形にしておりますし、車で連れていくということに対してすごくハードルが高いということもあるので、ボランティアの方の数も今はあんまり多くないです。ただ、始まったばかりですので、必要性はたくさんあると思います。今後、後期の計画の中にも上げておりますように、いろんな多様なサービスをつくっていきたいなと思いますし、もう一つこの事業を高齢障がい支援課でやっているのが、高齢者が生きがいを持つことで、ボランティアをすることで介護認定率下がってくる傾向にありますので、まずは高齢者を元気にしていく活動といったところから始まっていっています。5-2の施策だけじゃなくて、今後のまちづくりとかにこういう活動が動いていって、先ほどの保険料とか、そういったところもほかの施策とかで見ていってもらうようになると、もっと進んでいくなと考えております。

以上です。

○吉岡会長

今年始まったばかりなので、これからちょっとまた少しずつ見直しながらという感じですかね。

船津さんはいかがですか。社協の立場から全体について、政策5について。

○船津委員

子育てのところで発言します。

○吉岡会長

はい、分かりました。じゃ、どうぞ。

○中島委員

高齢者福祉・介護の充実というふうなところで、小城市は比較的一生懸命、認知症の支援だとか、先ほど言われました支えあいの総合支援事業になるんですかね、そういうふうなところはすごく充実しておられるんですけども、現状と課題の中に、高齢者の増加とか認知症高齢者の増加というふうなところがあって、ボランティアもありましたけど、多様なサービスを創設しというふうなところで、何かこう、認知症のところに特化して、このページ、見えないというか、アピールがないように感じるんです。意外と佐賀県の中でも認知症高齢者に対する支援だとか施策だとか、そういったのは国が推進しなければならないとかというふうに言っているところが、ちょっとここに表しづらいというか、していないので、結構やっつけいらっしゃるのもあるんですけども、目に触れるような形でないと、高齢者自体、家族の安心だとかいうのが得られないんじゃないかなというふうなところはちょっと感じました。

実は、介護保険になりますと、佐賀中部の広域連合のほうとの事業計画と一緒にしているので、ここ辺に表せられないのか、ちょっとどうかなとは思いますが、もう少し何かこう、見える形で表現していただければなと思いますけど、「多様なサービスを創設し、」というふうなところのどういった内容があるのかということをお聞かせください。

○高齢障がい支援課（今泉課長）

ありがとうございます。こちらのほうの施策の分は総合計画で全体像が入っているので、こういうような形しかありませんけど、個別計画のほうで介護保険の計画と同時に、小城市のほうでも高齢者福祉計画を立てております。その中で、具体的な目標値であったりとか、現状とか、サービスの内容等も全部入っていますので、具体的な内容はそのほうで見てもらえればと思っています。

あと、多様なサービスにつきましては、介護保険で使うサービス以外に小城市が独自でやっているような短期間での通所リハビリサービスであったりとか、認知症施策の分では認知症サロンとか、認知症カフェとか、小城市独特のやり方の分とかが入っていますので、その辺の詳しい内容については高齢者福祉計画のほうでうたっているというふうなことで回答させていただきます。

○吉岡会長

ありがとうございます。

では、そのほか政策5に関して何かお気づきの点ありませんか。

○木下副会長

政策5の件ですけれども、高齢者福祉です。貧しい暮らしをしている人を助けるとか、社会の中で生きていくためにはどうしてあげたらいいかということじゃないかなと思います。

先ほども人生100年時代というふうにお話をしましたけれども、最晩年期をどう過ごすか、もし倒れた場合、誰に助けてもらうか、子どもはいるけど、遠方にいるというふうなことで、近くにも助けてくれる人がいないというふうなことで、そういう高齢者が今からどんどん増えていくんじゃないかと思います。

そういうことで、どうやって支援を今後していくかということが大事じゃないかなというふうに思います。

○吉岡会長

御指摘のとおりだと思います。

そのほか何か。じゃ、楠田さんどうぞ。

○楠田委員

43ページですけど、成果に対する主な指標のところ、これは考え方も分かりませんが、「反対する市民の割合」という表記がされていますけれども、これはいわゆる価値観の問題であって、それに対して強制的に反対する割合が幾らかというのはちょっといかがなものかなと個人的には思いますけど、表現を少し変えたほうがいいのではないかなというふうに思います。ほかの項目ではそういう反対とか賛成とかはないので、これは初めて反対どうのこうのと書いているのはちょっと違和感を覚えるところであります。

○吉岡会長

その施策は43ページ目の「性別によって役割を固定する考え方に反対」という表現に

なっている点について何かありますか。よろしく申し上げます。

○事務局（池田企画政策課長）

この指標につきましては、男女共同参画の計画、国、県等で定められている計画の中で、指標として、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する考え方について指標が使われておりますので、小城市のほうでもそういった指標を用いているところです。

この設問の回答で、「賛成」、「どちらかといえば賛成」、「どちらかといえば反対」、「反対」という中から選んでもらうようにしております。反対という割合が多くなれば、皆さん固定的、男の人はこうあるべき、女の人はこうあるべきという考え方が改善されていくということで、反対する市民の割合ということで成果指標のほうを持ってきているところです。

○吉岡会長

アンケートの言葉が、夫は外で妻は家でという考え方に、賛成ですか、反対ですかと聞いて、反対、どちらかといえば反対と答えている人の割合を高めていくというのが男女共同参画の目的になっているので、文言としても反対という言葉を使うということかと思います。

○木下副会長

男女共同参画で私が思うのは、昔から女性が一步下がってというのが日本の美德ではなかったかというふうに私は思います。最近はジェンダーといって平等というふうなことなんですけれども、少しずつそこら辺が、国会議員の先生も、参議院でも女性が47名とか、だんだん変わりつつあるなというふうに私は思っているところです。

○吉岡会長

そのほか、政策5に関して何かございませんか。どうぞ、吉田さん。

○吉田幸子委員

前回の防災のときに話すべきだったんじゃないかなとは思うんですけども、高齢者らの逃げ遅れ防止ということについて、高齢者に対して市町村の努力義務となっているということを新聞でも見ました。そのことについて、市役所として、高齢障がい課として何か動き始めたんでしょうか。

○吉岡会長

今の点いかがでしょうか。

○高齢障がい支援課（今泉課長）

今おっしゃってくださっているのは、高齢者が基本的に要支援者という扱いでなさっていらっしゃる言葉の分だと思いますけれども、小城市のほうは平成20年から要支援者の登録というものをしております、今は300人ぐらいの方が登録をしていらっしゃいますし、そういう方たちがどこの地区にいらっしゃいますよというのは、民生委員さんとか、区長さんとか、警察、消防のほうにも情報提供はしています。

あとただ、何回も言っていますが、自助というのがあるんですよね。全てが行政がするとか、全てが誰かがするというような時代ではもうなくて、少子・高齢化になっているので、基本的には自助にはなるんですけど、当然互助も必要ですし、公的なことも必要になりますので、登録をされるように促すために、今年度からは登録なさっていらっしゃらない方たちとかに、うちの福祉のほうで関係するときにはもちろん声かけをしておりますし、案内通知を出して、登録されませんかというふうなところの分で案内をして、今50人ぐらい今年になって追加というふうな形にはなっています。今後も登録者を増やしていきたいと思っています。

また、助けに行くということが出来る場合とできない場合とありますので、まずは自主避難といったところの分については防災対策課のほうでもお話しされていると思いますし、地区でのそういう声かけとかいったところも同時に含めていきながらしていかないといけないというのは防災対策課のほうと話はしております。

○吉田幸子委員

案内を高齢者に対して出されましたということを聞きましたが、どういう方に対して案内を出されたのでしょうか。

○高齢障がい支援課（今泉課長）

介護保険の認定とかがあられる方は独りで避難することが難しい方が多いので、そういう方たちには、今は4月、5月では案内を出しています。1,000人とか2,000人、それぐらいだと思いますけど。

今後は、独り暮らしの高齢者の方と、高齢者のみの世帯の方のほうに、案内をしようかと思っています。当然いろんな、台風が来たりとか雨が降ったりとかいったところの部分で、避難するときに昼間に子どもさんがいらっしゃらない場合ももちろんあるかもしれませんが、そこはやはり自助というふうなところの部分で、早めに御両親なりなんなりをどこかに避難させるとか、こういったときにはこんな形で避難するようにしようかというふうな

ところについては、ぜひ御家庭でと思っております。

ただ、これはやっぱり個人情報を扱うところになりますので、うちのほうから一生懸命お話をさせてもらっても、もう大丈夫というふうなこととか、避難所に行きましょうと言っても、「いや、避難すっごたない、自分の家で死にたか」とかいういろんな方もいらっしゃいますけれども、努力はしていきたいなと思っております。

○吉田幸子委員

民生委員として活動しておりまして、避難行動要支援者というのはとてもごく限られた人たちなんです。私、北小路ですけども、1人か2人なんです。でも、その次、もう少ししたら入るといって人がたくさんあるんですね。

それともう一つが、息子と2人住んでいる、だけど、息子は日中仕事に行っている。そういうときに、今日みたいな台風とかの場合はある程度の避難ということを考えられるでしょうけれども、災害というのは突然にやってくる場合もありますよね。地震とかそれ以外のこともありますし、そういうときのことが怖いと思いますし、つい先日、朝日新聞だったんでしょうか、新聞にも何かそういうことが載っていました。2人だから大丈夫だということでもその対象になっていなかった。ところが、2人で結局亡くなってしまったということもあって、その辺が難しいということと、自助というふうにおっしゃられましたけれども、これからは、民生委員は、自治会では2地区、3地区持っていられる人もありますが、地区に1人なんです。それで、地区内でのお互いに助け合い、これは自治会長の方にもっと認識してもらって動き出していただけたら、個人情報かも分からないんですけど、お互いに班単位でもいいから、助け合いのそういうのをつくっていただきたいなと、私、民生委員として今8年目ですが、つくづく思うんです。自分だけの力というのは限られているなと、やっぱりみんなの助けが必要だなというのを、最近災害が多いので、特に思います。

だから、公の市役所とか、そういうのにも助けていただきたいですけど、地域での助け合い、これからはもっとその絆を深めていく必要があるんじゃないかと私思っております。

○吉岡会長

そうですね、やっぱりちょっと今ある資源という言い方がいいか分かりませんが、民生委員とか自治会とか、そういったものと連携してぜひ行政も関係してやっていければというふうに思います。もう既に動いておられると思いますけれども、また引き続き動いていただきたいというふうに思います。

そのほか政策5に関して何かございませんか。どうぞ、圓城寺さん。

○圓城寺委員

人権と男女共同参画に関する事でちょっとお話をさせていただきたいんですけども、新たなハラスメントということでよく最近話を聞くのは、ワクチンを受けたかどうかというのを挨拶代わりに聞かれるというので、打てなかったりとか打たない選択をした人がすごくストレスに感じられています。小城市のほうもワクチンを推進するほうで動かれているかと思うんですけども、人権の面においてそういうところの相談があった場合は、よかったら啓発活動をしていかれたらどうかと思うことと、逆もあって、今度はワクチンを打っていないと受け入れないという、これは民間の施設なんですけど、そういうところもあるというのも聞きました。そういうのがすごく最近話をよく聞きます。

それと、ちょっと人権と男女共同参画に関してのことなんですけど、今年度から制服が女子のパンツルックを採用されている高校が結構増えてきて、それを見た小学生が、自分が中学生になったときにやっぱりパンツで行きたいという子どもさんもいらっしゃるというのを結構聞きます。そういうのもこういう相談をどこにしているのかというのがあって、これは学校教育の推進にもつながる話なんですけど、何かそういう地域とか家庭とか学校にそういう相談をする場所があったらいいなというのをよく聞きます。

以上です。

○吉岡会長

ちょっと2つ御意見あったと思いますけれども、今まさにコロナのワクチン接種進んでいますけれども、ワクチン接種に絡む差別ですね、体質的に打てない人もいる中で、ワクチンパスポートみたいな形で事実上義務化してしまっていて打っていない人が不利益を受けるというような問題や、それから、制服選択制の問題ですね。

じゃまず前半、ワクチンの問題については何か担当おられますでしょうか、おられないですか。

○高齢障がい支援課（今泉課長）

すみません、ワクチンに関しての差別ということですか。

○圓城寺委員

差別というか、打てないとか打つことができない選択をされた方が、挨拶代わりにワクチン打ったかという声かけがすごくストレスになられて、差別と感じられている方が実際の

らっしゃるというのが事実で、もちろん聞き取りようによっては何も全然それが差別に感じないという方もいらっしゃる、そういうのがあるというのが最近何か新しくできたハラスメントじゃないのかなというのがちょっとすごく感じているところです。

○高齢障がい支援課（今泉課長）

すみません、ワクチン担当はちょっとここにはいなくて健康増進課なんですけど、先ほどおっしゃったように、ワクチンのことの方で差別がないようにということでは、健康増進課のほうでワクチンを始めるときに、必ず予約制にしているんですよね。意見としては、予約じゃなくて、どこかの地区があったように、どここの地区はいついつですよという形の指定をしたらというお話もありましたけれども、そうなってくると、誰が受けたとか誰が受けていないというのがもう一目瞭然になるということもありましたので、予約殺到でいろいろ苦情もありましたけれども、予約をするという形にして、本人の意思というのは尊重できるようなやり方を、一応、健康増進課のほうでは通しているんで、ワクチン差別につながらないようにということにはしているかと思います。

それとあと、子どもさんたちとかの関係になってくると、やっぱりアレルギーとかで受ける受けないとかもあったりして、子どもたちのワクチン接種を始める準備をするときにも学校の先生たちとお話をさせてもらって学校の協力をどうしようかという話もしたんですけども、例えば、学校の現場ですとか、学校の現場から通知を出して云々とかいうふうなことをすると、またどこでどういうふうな情報が漏れるか分からないということもありましたし、集団で連れてくることそのものもどうかなというところがありましたので、子どものワクチン接種に関しては全部個別接種ということで、かかりつけの先生でしてくださいということに今はしています。

なので、ワクチン差別のことでそういう相談が人権・同和対策室のほうとかにあっているかどうか分かりませんが、ワクチンに関してだったらそういうふうな、見たとか見ていないとか、来たとか来ていないとか、そういうのが分からないようなところの配慮、それから、あくまでも本人の希望で受けているというふうな予約制ということで統一するという形ですので、ちょっと最近テレビとかでもあっているようなワクチン差別とかの部分でのお話は聞いていますか。

○人権・同和対策室（南里課長）

人権・同和対策室からですけれども、新聞とかテレビ報道ではそういったことがまれにと

うか、話は聞きますけど、市のほうに直接そういった人権・同和対策室のほうにお話とかはあっていないんですが、県のほうも私たちも、もちろんそこは問題意識は持って、できることはやっぱり啓発ぐらいしかできないんですけど、誰がどうしているというふうな実態はつかめませんので、啓発しかできないんですけど、そういうことも問題意識を持ちながら、県とかは特にやっぱり早くそういう情報をキャッチして、ホームページとかチラシを配ったりとか、そういう啓発活動は行われております。

そのほか話がちょっとよく聞きづらかったんですけども、例えば、人権に関する地域での相談場所というふうなお話もあったかと思いますが、市のほうでは毎月、人権擁護委員さん、これは国の佐賀地方法務局のほうで委嘱するわけですけども、人権擁護委員さんのほうで毎週火曜日、第1週は小城、第2週は三日月、牛津、芦刈という形で毎週火曜日、そういう市の行政相談と併せて相談を受けております。ただ、私ちょっと4月から来たんですけど、なかなか皆さんたちにはうまく伝わっていないのかなというのが率直な感想も持っています。そういうこともやはり広報でもう少しお伝えしていかなばいかなかなというふうには思っております。

もう一つは、学校の女子の制服がパンツに変わるとかという話もちょっとあったようですが、例えば、小城市内でいきますと、ほとんど小学生になりますと、私服が多いんですけど、唯一、小学校で制服採用しているのは三日月小学校です。私もちょっと教育委員会じゃないので、あれなんですけど、聞いたところでは、来年度から女子児童の方もパンツを選択できるような、そういった取組もなされるということも聞き及んでおります。

そういうことで、少しずつやっぱり社会が変わってくれば、行政の考え方とか取組方というのも新たなハラスメントという視点の中で少しずつ変わっていくのかなと、そういうところを我々は啓発を続けていくしかないのかなというふうには思っています。

以上でよろしいですか。

○吉岡会長

ありがとうございます。

どうぞ。

○中島委員

すみません、男女共同参画の推進のところ、最後の指標のところの文言で反対するというふうなところはもう一応解決されたのでしょうかね。アンケートにあるからこれにしたと

というのが一番妥当なんでしょうけど、今回そういうふうにそのままにされるのかと思いましたが、反対するというふうなところでパーセントが高くなっているんで、よく読むと理解するんですけど、ちょっと誤解を生みやすいというふうなことを感じました。今回変えられるのかどうか分かりませんが、例えば、性差別をしない考え方に賛成する市民の割合とか、性別によって役割を固定しない性差別をしない考え方に賛成するというふうにあったほうがパーセントが高くなるというふうなところには合致するような感じをしましたので、今後考えていただくか、何かこれだけ見るとどうも誤解しやすいような気はしました。いかがでしょうか。

○事務局（池田企画政策課長）

ありがとうございます。こちらのほう、男女共同参画のプランという計画が小城市のほうにありまして、そちらのほうの指標にもなっているんですけども、その策定会議のときに賛成する市民の割合だったらパーセントが下がっていくような形になるんですよ。なので、そのときに反対する市民の割合だったら数値が上がっていくような形になるので、反対のほうがいいんじゃないだろうかという意見がありましたので、反対する割合ということで、指標の取り方をしています。

○中島委員

はい、分かりました。今は納得していますけど、ちょっと分かりづらいですね。

○吉岡会長

指標としてはちょっと分かりやすさを優先して、例えば、性差別をしない市民の割合というふうに指標自体は表記しておいて、下に解説として、具体的に何を基にしてそれをはかるかというときに、そこで具体的な説明をしてもらおうというようなことがもし可能であれば、表に出てくる指標のほうは確かに分かりやすくできるかもしれないというのはあるので、ちょっとそのあたり、技術的に可能かどうか検討していただくということにしようかというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○中島委員

すみません、ちょっと時間がないのに、もう一点なんですけど、ここの高齢者福祉とか地域福祉のところは関係機関というふうなところの連携とかということがたくさん出てきているんですけども、もう今、小城市の中で、西九州大学だけではなくて教育機関というか、その中の教員だったり、それから、学生のボランティアとか高校生もいろいろ協力されてい

るようなところを感じておりますので、何かそういう教育機関との連携も活用するとか、そんなふうなことをちょっとイメージできるような感じに盛り込んでいただいてもいいのかなと思います。無理であれば、ちょっとそういう意識を持っていただくと、すごく若者が福祉のことに意識して協力しているというふうなことが出てくればいいのかなと思いました。

今どちらにしても、SDGsの表現を、例えば、40ページに3番とか8番とか11番とか16番、17番というふうに書いてあるのも、もうこれは小城市がこれを推進しているんだよというのが明確に分かるような形でこれが出ているのもすごくいいなというふうにちょっと感じた次第です。

すみません、ちょっと追加で意見申し上げました。

○吉岡会長

じゃ、例えば、地域福祉の充実のところですね。教育機関との連携も、文言として入れるかどうかは別として、ぜひ意識としては含めていただきたいというふうに思います。

そのほか何かお気づきの点はありませんか。ひとまずよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡会長

では、政策5について、今ありました地域福祉の問題、それから、高齢者福祉について多く意見が出ましたけれども、まさに長寿・長命社会を既に迎えているということもあって、有償ボランティアの充実等について意見が出ました。それから、新しい人権課題も含めて人権相談の充実について意見が出ていました。これについては、人権・同和対策室に相談すればどこかに回してもらえるとということだと思いますので、まずは、窓口としては人権に関連する部署に問い合わせさせていただくということ、それから、男女共同参画については、成果指標についてちょっと課題を残すということにいたしました。

大体以上かと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡会長

では、政策5についても検討したということにしたいと思います。

では、どうもありがとうございました。

〔執行部入替〕

○後期基本計画（政策6 子育て・教育）

○吉岡会長

それでは、御担当各課の皆さんが御用意できたようですので、「政策6 子育て・教育」についてであります。

ではまず、御説明をお願いします。

○事務局（清水企画政策課政策調整係長）

それでは、政策6について御説明をいたします。

政策6も体系が少し変更になっております。

では、計画書の21ページを御覧ください。

21ページの政策6のところを見ていただきますと、前期では3つの施策に分かれておりました。後期も同じく3つの施策なんですけれども、内容として、前期の施策2が、「学校教育、幼児教育・保育の充実」となっておりましたが、この中の、幼児教育と保育の分野を、後期では、1の「子育て支援の充実」のほうに移行をしております。それで、施策名としましては、後期の体系では、1の「子育て支援の充実」は変更ありませんけれども、2が「学校教育の充実」と、学校教育に絞った施策名となっております。

それでは、45ページを開いていただきまして、「6-1 子育て支援の充実」です。こちらは、施策名は変更ありません。

現状と課題ですが、核家族化や地域での人間関係の希薄化などにより、家庭での子育ての孤立化が進んでいます。子どもの貧困、児童虐待などの困難な課題を抱える家庭への支援について、経済的支援とともに親と子に寄り添った対応が求められています。

対象、意図については前期と変更はありません。

基本事業、3本ありますが、まず1つ目、「子育て相談・支援体制の充実」、こちらは、関係機関と連携して個々の状況に応じた様々な支援を行っていきます。また、子育てや育児困難、また、児童虐待といった問題についても相談体制の充実を図っていきます。

2番目、「子育て環境の充実」、働きながら子育てをしている家庭への負担軽減のために、幼児教育・保育サービスの充実や環境整備を行います。

また、放課後児童クラブ、児童センターといった居場所の環境づくりにも努めていきます。

3番目、「妊娠・出産期から子育て期にわたる支援の推進」、こちらは妊娠・出産期から子育て期にわたるまで、関係機関と連携して切れ目のない総合的な相談支援体制の充実を

図っていきます。

成果指標ですけれども、1つ目、「安心して子育てができるまちと思う市民の割合」、こちらについては、目標値についても前期と変更はありません。

2つ目の、「安心して子どもを産むことができるまちと思う市民の割合」、こちらについては、令和7年度の最終目標値を下方修正しております。

続いて46ページ、「6-2 学校教育の充実」です。

現状と課題ですが、子どもたちがこれからの時代を生き抜くために必要な「学ぶ力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成するには、学校の力だけではなく、家庭や地域と連携し、育んでいくことが重要です。また、教育環境に関しては、計画的に整備を行うとともに、それらの環境を効果的に活用していく必要があります。

対象については、前期では就学前の子どもからを対象としておりましたが、後期では、「小学生、中学生」としております。

意図ですけれども、こちらは、前期から少し文言を変えまして、「これからの社会を生き抜くための「生きる力」を育む」としております。

基本事業3つありますが、こちらは、現状と課題にもありました、「学ぶ力」、「豊かな心」、「健やかな体」、この3つを基本事業の柱としております。

1つ目、「学ぶ力を育むための環境整備」、こちらは、小・中学校の施設整備ですとか、ICTを利活用した学校教育の推進を目指していきます。

2つ目、「豊かな心を育む教育の推進」、特に家庭や地域と連携した相談体制を充実させていきます。

3番目、「健やかな体づくりの推進」、地域の食材を使った安心・安全な給食の提供や健康で丈夫な体づくりに取り組んでいきます。

成果指標、3つありますが、こちらもそれぞれ基本事業に対応した指標となっております。

1つ目、「進路希望達成率」、こちらは、令和7年度の最終目標値も前期と変更はありません。

「豊かな心を持つ子どもの割合」については、前期の目標から令和7年度の最終目標値を下方修正しております。

3つ目、「全国体力調査体力合計点」、こちらも前期と変更はありません。

続いて47ページ、「6-3 青少年の健全育成」です。

現状と課題としまして、青少年を取り巻く環境は、年々様々に変化しているため、健全な育成に導く必要があります。たくましく心豊かな子どもたちを育成するため、多くの人と触れ合いながら様々な体験ができるよう、家庭、学校、地域などがそれぞれの立場で自らの役割を果たし、連携していく必要があります。

対象と意図ですけれども、前期では、対象を「市民」、意図を「地域との関わりの中で、子どもたちが心身ともに健やかにたくましく成長していると思う」としておりましたけれども、後期では、対象を「青少年」にしまして、意図を、「心身ともに健やかにたくましく成長する」と変更をしております。

基本事業2つありますが、1つ目、「青少年健全育成環境づくり」、青少年の健全育成のための体制や活動についての情報発信を行い、また、地域や関係機関、団体、家庭での取組を推進します。

2番目、「青少年の地域活動の促進」、青少年が健やかに成長し、社会で生きる力を養うため、地域での青少年の主体的な活動を促進します。

成果指標3つありますが、最初の、「地域との関わりの中で、子どもたちが心身ともに健やかにたくましく成長していると思う市民の割合」、こちらについては、令和7年の目標値共に前期と変更はありません。

続く、参考値、「刑法犯少年の人数」ということですが、こちらを新たに指標として追加しておりますが、前期では、施策の「10-2 防犯体制の充実」というところに、「青少年の不良行為人数」という指標がありました。こちらは内容をちょっと見直しまして、6-3のほうにこの指標を追加しております。

最後の参考指標で、「青少年の体験・交流活動数」、こちらも新たに指標として追加したものにになります。

政策6について説明は以上です。

○吉岡会長

ありがとうございました。ただいま「政策6 子育て・教育」について御説明いただきました。

幼児教育・保育が施策の6-1に統合されたことに伴って組替えがなされているということでありました。内容的にも、基本事業において若干の変更があるようであります。

では、子どもに関することでもちょっと関連の分野から参加して下さっているので、P

TAの田中さん、まず、全体を通して何か御意見等、もしあればですけど、ないですか。じゃ、船津さんいかがでしょうか。

○船津委員

社会福祉協議会で子育て支援を担当している船津と申します。よろしくお願ひします。

子育てをしているお母さんたち、妊娠中の方、本当、このコロナ禍の中で、どの世代も大変なんです、マスクもできない、予防注射もできない中で、妊娠中、どこへも出かけられない、子どもたちを抱えているお母さんたち、先が見えない中で本当に日々大変です。私たちはできるだけ、手洗い、うがい、マスク、消毒とか対応はしていますが、本当に、寄り添うということがこんなに大変なのかという、だから、実際に子どもたちと距離を空けるということはできないので、心に寄り添うというところを、ママたちとも連絡を取ったりしているんです。施策6-1の基本事業の、特に③ですね、私は妊娠、出産、切れ目ない支援ということですが、産後のケアのところ、小城市はまだホームスタートもやっていないし、待つのではなくて訪問、こちらからアプローチしていくような支援が本当必要だと思っています。

最終目標の、「安心して子どもを産むことができるまちと思う市民の割合」というところが2%下方修正されたのは、私はもう本当につらいです。ここを下げなきゃいけない。ここは本当、みんなが安心して子どもを産めて、安心して子育てできる、ここは本当は100%の目標を掲げたいというのが本当の思いです。日々子どもたちと関わってママたちと接する中で支援がまだまだ行き届いていないなというところを考えると、何が足りないんだろう、じゃ、どうしたらいいんだろうと、この資料を見させていただいたときも思いました。一人一人が自分でできることを考えていく支援を百馬力、力のある人がするんじゃなくて、市民の皆さんが、自分にできることをというところで、どうそこを広げていくかなというところを思っております。

産後のケアのところは、先ほどの話で新しい病院には産婦人科できるということで、今日初めて私も知ったので、小城市は今のところ、市内で出産ができませんね。市内に産婦人科がないので、みんな佐賀市とか江北とかで出産をしている現状もあるので、ここのところ③、産後ケアの支援を具体的にはどんな施策があるのかなというところをぜひお願いしたいと思っています。

○吉岡会長

では、施策6-1の基本事業③のところですけども、具体的にはどのようなことを考え

ておられるのか、よろしく申し上げます。

○社会福祉課（江副課長）

基本事業の「妊娠・出産期から子育て期にわたる支援の推進」ということで今回掲げさせていただいております。

先ほど委員のほうから言われましたように、コロナ禍で子どもさんたち、親御さんたちとの接触というのはすごくなかなか難しいという部分は出てきている、そういった問題というのは非常に感じているところです。

今回、妊娠・出産期、子育て期にわたるまでどういったことを考えられているかということなんですが、子育て期にわたるまで切れ目ない相談体制をつくろうということで、ここは大まかにこの計画の中では書かせていただいております。そういった中で、今年度から子育て世代包括支援センターというものを、うちの課じゃないんですが、健康増進課内にそういったセンターを設置しまして、相談体制だとか、そういったところを強化していこうということで現在設置をして、今後取り組むような方向で今進めているところです。

○吉岡会長

船津さんおっしゃったのは、今後、行政のほうからその対象世帯に働きかけていくような、そういった取組というのはできそうなところはどうか、実現性というか。

○健康増進課（南里課長）

令和2年度から子育て世代包括支援センターを立ち上げさせていただいております。これは、妊娠期から出産、それと子育て期、そういったところで様々な問題等が出てまいりますので、そういったところをまず集約させていただいて、それを、このセンターで行うのではなくて、いろんな関係部署のほうで連携を取りながら、よりよいサポートとか支援、そういったものができるような形を取っていきたいというような仕組みになっております。まだ立ち上がったばかりで、そのあたりの連携というのがまだ取れていない部分が多々ございます。特に我々としては、社協さんのほうとか、そういったところと本当は連絡を密にして取組をしていくべきではないかというふうに思っておりますが、まだそういったところの連携はこれから組んでいかなければいけない課題だというふうに考えております。

主なものとしたしましては、産前・産後のサポートとか産後ケア、あるいは妊娠期の不安等の解消のための相談とか、そういったものを受けながら、自分のところで解決できないところについては、そういう関係部署のところに相談を行い、支援をしていただくとか、そう

いったところに今後重点を置いて行っていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○吉岡会長

じゃ、どうぞ。

○中島委員

度々すみません、ここの子育て支援のことについては船津さんがおっしゃったように、非常に今求められているところかなと思うんですけど、先ほど健康増進課のほうで昨年8月からそのセンターをつくられたというようなことで、実は昨年8月に母子保健法の一部改正がありまして、市町村は努力義務ということでこの産後ケアについてやらなければならないというふうなところまでできてきているので、ここはぜひ充実させていただきたいなと思っています。出生率が下がっているんで、これを上げないことには、小城市民の人口増加も支えられないというか、そういうのがありますのと、女性が働けないというか、子育てに専念もしなければならないけど、社会進出もできないというようなことになります。

このことについては、本学に助産師のスペシャリストというか、すごく卓越した人がいまして、このことをぜひ進めてやっていきたいというふうに思っております。佐賀県の中で、こんなふうに小城市のところもすぐそばですので、ぜひ活用していただきたいというか、そういうバックアップ体制もできているので、産後の鬱については精神看護の専門がいましたり、福岡のほうから来た助産師が、本当に助産外来が有名な病院でできるような方でして、産後ケアをぜひ進めていきたいというふうに言うておりましたので、教育機関ではあるんですけども、委託だとか、そういう依頼があればすぐにでも応援体制ができるかなと思っています。本当に目に見える形でこういうふうなセンターなんですけど、何かイメージできないということであれば、ちょっと市民の方も使いづらいのかなと。こういうのがどうも私のはっきりよく分かっていませんでしたけれども、ぜひ前に見えるような形というのが非常に重要かなと思っています。

それと、これは全国的なんですけれども、子育ての育児サポート、ベビーシッターのようなサポートセンターみたいなものがあちこちにあるんですけど、こちらでは一応あるとは思いますが、そういうふうにとこの——佐賀市内でもいろいろと難しいところがあって、もうこういうふうな、今の台風のときに小学校が休校となったときにお母さんが動けないような状態になってしまうというのもよく聞きますので、ぜひいろんな形で子育て支援の

ほうを充実していただきたいというふうに思いまして、関係機関との連携のところに西九州大学をぜひ入れていただくと協力いたしますので、よろしくお願いします。

以上です。

○吉岡会長

どうぞ。

○村岡委員

47ページの青少年の健全育成の中で、「地域との関わりの中で子どもたちが心身ともに健やかにたくましく成長していると思う市民の割合」ですが、これを見て私ちょっと啞然としたのは、今50年ほど仕事をしてまいりましたけれども、どんどん若い方のたくましさは消えております。ですから、地域も仕事においても、いろんな各分野で、もうたくましくない方が増えて、結果的に地域力がなくなってどんどん過疎という状況になるのではないかと心配しております。ところが、ここで最終目標26%です。4人に1人たくましかればいいという感じになっているわけですが、それだともう地域は恐らく消滅するんじゃないかというふうに思います。

そこで、アンケートを取っていただいた中で、4番目に、「暮らしにくいと感じる」、「地域の行事や近所付き合いが面倒」というのが18%来ているわけですから、大体5人に1人はあまり思わしくない結果が出ております。これは2通り考え方があって、よそから移住してくる方にはやはり抵抗があるという部分もあると思います。ところが、中でリーダー的な人たちが以前と同じようにやろうとしてもなかなか協力が得られないということで、伝統行事とかお付き合いも難しいということなんですけれども、実際は、それはまた社会教育的にサポートする部分があるのではないかと。そうしないと、もう地域力がどんどん落ちて、黙っていると、そういう社会教育的な場面が、地域行事とかその他が消えていって、もうほとんどお付き合いもなくなって、こういう自然災害とかコロナとかが出てきたときに、本当に皆さんが全員困るというようなことになるのではないかというふうに最近非常に感じております。ですから、この数字は最終目標としてはちょっと再検討していただくことができないかなというふうに思うわけでごさいます、ここのところでちょっと気づいたことでごさいます。よろしくお願いします。

○吉岡会長

では、47ページ目の成果指標ですけれども、26%に設定されているその理由、意図につい

て、もし御説明があればと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課（空閑課長）

まず、この最終目標値につきましてですけれども、これについては、前期の計画と同率ということしております。なぜかと言いますと、実績、そういったものを見る中で数値目標を高く立てることは可能なんですけれども、じゃ、実際私たちが取り組む事業、それぞれの個々の事業の中でそれが達成できるのかどうかというところを考えていく中では、今やっている学校と地域が連携して取り組むものであったりとか、ここにあります市民会議の主催事業、そういったこと、もしくはそれぞれ支館とかでやっています子どもたちの体験学習の事業、こういったものを進めてはいつているんですけれども、その中でできるだけ上げていきたいということでは取り組みますけれども、目標としてはこれぐらいということ今話合いの中では立てているところがございます。

以上でございます。

○吉岡会長

5年前、前期の審議したときにも、このたくましいという言葉はどう捉えるかというのはちょっと議論した記憶もあります。個々人の価値観にちょっとよるところがありそうだということ、それから、これも個人的な見方ですけれども、しなやかにある若い人たちがちょっと増えているように、私はちょっと希望的感想も含めて思うので、何かそういうものも含めて地域のつながりも維持して、今御指摘があったように、衰退するとまずいので、何か地域の連帯、連携も維持しながらというふうなところかなというふうに思います。

では、そのほか、政策6に関していかがでしょうか。どうぞ。

○圓城寺委員

6-2の「学校教育の充実」の件なんですけれども、今日も台風で学校はお休みになっている状態で子どもたちは家で何をしているかといったら、多分ゲームしたりとか、今やっているかと思うんですね。保護者はみんな、まだオンライン授業がないのかという声をよく聞きます。

それで、計画的に整備を行うということを掲げてありますけれども、ちょっと迅速に、もうちょっと早く何か動きがあれば、コロナになったときに、災害とか感染でこういう緊急事態になったとき、去年の時点で1年後は家で授業が受けられるとっていたんですよ。でも、今年いきなりの休校で何もない、宿題だけしか出ていない状況で、子どもたちは家で過ごし

ている状況なので、そこを何か考えながら施策のほうを考えてもらうことと、あと、不登校の子どもたちはいつも家にいますよね。何かそういうタブレット授業で授業を受けられないかなという意見もよく聞きます。家庭から授業を受けられるというのがあればいいという話も聞いています。

以上です。

○吉岡会長

ありがとうございます。今御指摘のあった教育のデジタル化と申しますか、そのあたりいかがでしょうか。

○学校教育課（江頭学校教育担当部長）

GIGAスクールということで国のほうが進めて、昨年度より小城市のほうでも1人1台を子どもたちに向けて、昨年度末、全児童・生徒に配備している状況です。

先ほど質問が出ました家庭への持ち帰りの部分で昨年度調査をいたしまして、Wi-Fi環境があるかと、そこら辺は今度、家庭との状況にありますので、それが無い家庭に対しては貸出しができるという状況まで持ってきております。

今配備ができましたので、今年度1学期に関しては、まず、子どもたちができる状況に持っていこうということで、先生方に研修をしながらできるところからということで、各学校ではまずタブレットを使える状況になっておりまして、今度2学期からは、先ほど出ていましたオンライン授業を、校長先生からも声が出まして進めていく必要があるということで、計画としましては10月ぐらいからのスタートになるんですが、まずは中3、それから小6、要するに出口のところの学年からそういうことを進めていって、うまくいけば、学年を落としたり、様子を見ながらということで課題を洗い出しながら、例えば、長期休みとか、先ほど出ました不登校だとかいうことも今後は視野に入れてしていこうということで、各学校は多分、2学期の間では、先ほども言いました中3、小6に関してはオンライン的なことを進める予定にしております。

できるだけ我々もそういう環境下にできるように進めていきたいと思っております。御意見等ありがとうございます。

○吉岡会長

数年前に教育機会を多様化して増加させるという法律も制定されたりしていますので、不登校の支援についてもまた別途に私も個人的にも支援していただきたいというふうに思っ

います。

そのほか、この政策6に関していかがでしょうか。では、吉田さん。

○吉田幸子委員

現在、小城市の小・中学生、それから、不登校はどのくらいいらっしゃるのか、実態を教えてください。

○吉岡会長

もしお分かりでしたら、お願いします。

○学校教育課（江頭学校教育担当部長）

不登校ということで、まず、不登校の捉え方から確認したいと思いますけど、不登校と定義しているものは、30日以上欠席をしているということが前提になりますので、そのところをよろしく願いいたします。

まず、昨年度の数のほうで申します。昨年度は、小学校が小城市内12名、中学校が54名という状況にあります。実はこの数はここ数年間、あんまり変わらない、若干増えている年もあれば、中学校に至ってはここ数年間ほとんど五十四、五人ぐらいの数で来ていて、全国的とか佐賀県からすると比較的多くなっております。毎年どこでも増えている状況からすると、うちはその数がいいというわけでは決してないんですけど、率的に言うと落ちていて、数としては大体横ばいというふうに理解していただければと思います。ただ、先ほど頭で申しました30日以上ということで申しましたので、それ以下の子どもたちの状況も実際はあるということで、可能性がある子たちはいるということが実際でございます。

以上でございます。

○吉田幸子委員

分かりました。

○吉岡会長

ありがとうございます。何か。

○木下副会長

じゃ、1分間だけ最後に。

「政策6 子育て・教育」ですが、小城市の未来に生きる子どもたちをどう育てるかということだろうと思います。逆に何十年後は我々が支えてもらわなくちゃいけないと思うんですけども、普通言われているのは、穀物は1年で育つ、樹木は10年で育つ、子どもを育て

るには数十年かかると、こう言われておるわけですね。非常に子育てというのは難しく、
今後はやっぱり少子・高齢化ということで、保護者、学校、地域、これが連携してコミュニ
ティスクールという形に私はなろうかと思えます。

以上です。

○吉岡会長

じゃ、全体を通していかがですか。政策6に関して、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡会長

では、政策6に関しては、まず、6-1については、特に産前・産後支援ですね。包括支
援センターも立ち上がったということで、今後、それこそ社協とか大学とかとの連携も含め
て支援策を充実させていただきたいということ。

それから、学校教育については、タブレットの配布も進めてもらっているということで、
情報機器を活用した教育も推進してもらいたいということ。

それから、6-3については、成果指標ですね、たくましく成長していると思う市民の割
合、現実的に最終目標26%になっておりますけれども、今後の地域の横のつながりというふ
うなことも含めてもこれを高めていくように努力も必要かなというふうに思います。

このようにまとめたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡会長

では、政策6についても審議したということにいたします。

今日予定されている内容は以上ですけれども、全体を通じて何か委員の皆さんから言い足
りないことございませんか。前のものを含めて何かございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡会長

では、今日予定されているものは以上、議事終わりましたので、審議会は以上ということ
にしまして、事務局にお返ししたいと思います。

3. その他

○事務局（田中企画政策課副課長）

御審議ありがとうございます。

そしたら、次第のその他ということで、事務連絡をさせていただきます。

8月23日は、すみません、災害対応で皆様のほうには延期ということで御理解いただきありがとうございます。

残り、政策1、3、8、9が残っておりますので、すみませんが、10月5日火曜日の10時に審議会の延期した分を開催させていただきたいなと思っております。

それと3回、全施策のほうを御審議いただいた内容について、事務局のほうと、あと担当課のほうとまた協議をさせていただいて、最終的に10月25日に総合計画（案）の、多分必要な修正も出てくると思いますので、御説明をしたいと思っておりますので、予定のほうをよろしく願いいたします。

○事務局（池田企画政策課長）

皆様、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

今回は10月5日になっております。残りの4政策について御審議をお願いすることになるかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

まだ今はちょっと雨風もそこまで強くないみたいですがけれども、今後これから台風の接近による影響が心配されますけれども、お気をつけてお帰りください。

それでは、本日はありがとうございました。

4. 閉 会

午後0時11分 閉会

※次回開催予定としていた10/5(火)の第4回審議会は、開催時間の変更に伴い、10時から13時へ時間を変更して開催しました。